

あなたの町にも建物や工作物を建てる際のルールがあります！

サンコート豊洋台地区計画

地区計画がある地区で家や工作物などを建てる場合は、

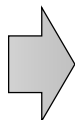
⇒まちづくりのルールに適合しているかどうかの確認が必要です。

※地区計画とは、良好な居住環境を守っていくためなどに、その地域のまちづくりのルールを定めたものです。

地区計画の手続き：都市計画課

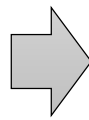
地区計画の届出

工事を着工する日から30日前までに提出が必要です。



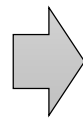
届出の審査

地区のルール（建物の用途や、意匠など）に適合しているか。



通常の手続き：建築指導課

建築確認申請



工事着手



ルールに適合していなければ、指導等が行われる可能性があります。

都市計画課

- ◆指導・是正の勧告
- ◆罰則あり

建築指導課

- ◆建築条例に基づく指導

【物置を造りたい！】＝色々なルールに適合しなければ作れません。

- たとえば…
- 地区計画：高さ2.3m以下、床面積5㎡以下（小規模な物置※は届出は不要です。）
 - 建築基準法：小規模な物置※を除き、コンクリート基礎を設けて金具で緊結する。
- ※小規模な物置とは、物置の奥行が1m以内又は高さが1.4m以下

不明な点につきましては、下記連絡先にお問い合わせください。（地区のルールは「Q豊洋台地区計画」でご検索ください。）

お問い合わせ

- 地区計画に関すること：都市計画課（829-1169）
- 建築条例に関すること：建築指導課（829-1174）